

# 令和7年度寒河江市物価高騰対策地域商品券事業(第2弾)実施要項

## 1. 目的

地域商品券事業を通じて、物価高騰による影響の緩和と消費喚起を促し市内経済の活性化と市民生活の経済的支援を図ることを目的に、全市民を対象に紙媒体の10,000円分の地域商品券(チェリンPayカード)を配布する。

## 2. 運営主体

寒河江市緊急経済対策事業実行委員会(事務局:寒河江市商工会)

## 3. 事業概要

❖対象者:次のいずれかに該当する市民

ア.令和8年3月1日時点で、寒河江市住民基本台帳に登録されている者

※ただし、令和8年3月1日に住所異動した場合、令和8年3月31日までに転入届を届出した者も含む

イ.令和8年3月31日時点で寒河江市住民基本台帳に登録されていない新生児で、令和8年5月14日までに出生届出があった者

※ただし、令和8年3月2日以降に転入した者は除く

❖発行金額:一人当たり10,000円

❖発行総額:388,000,000円(見込)

❖発行形式:二次元コード付商品券(紙媒体のみ)

❖商品券内訳:A券(大型店・一般店)6,000円、B券(一般店)4,000円

※大型店(売場面積1,000㎡以上)とその他の一般店舗で区別

## 4. 使用期間

令和8年5月1日(金)から令和8年9月30日(水)まで

※使用期間を過ぎたチェリンPayカードの残高は無効となります。

## 5. チェリンPayカードの取扱加盟店

市内事業者で本事業の趣旨に賛同し「取扱加盟店申込書」を提出した事業者。

※取扱加盟店申込希望者は、令和8年3月13日(金)正午までに同申込書を事務局へ提出した場合、市報3月20日号に合わせて配布する加盟店一覧のチラシに掲載します。

なお、商品券使用可能期間中は、その後も随時受付します。

## 6. 決済方法・換金の取り扱い

決済方法	・各店舗が専用アプリをダウンロードしたスマートフォン等で、チェリン Pay カードの二次元コードを読み取って、購入金額を確認のうえ決済します。
換金方法	・決済されたデータは、システム管理事業者が集約し、締め日を月末と15日とし、締め日から5営業日を目途に各加盟店の口座に入金 ・入金手数料は実行員会が負担
換金手数料	・商工会員 無料 ・商工会員以外 換金総額の3%

※決済用スマートフォンのレンタルは**有料**となります。

※レンタルを希望する事業者については別紙「スマートフォン貸出要項」をご確認ください。

## 7. その他の留意事項

- ① 取扱加盟店は、加盟店ポスターを店頭に掲示しお客様に周知する。
- ② 商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、プリペイドカードなど換金性の高いものは対象外とする。
- ③ 不動産、株式、宝くじ、印紙、たばこ、指定ゴミ袋、仕入れ等の事業資金は対象外とする。
- ④ 公共料金等の支払など公共性の高いものには使用不可とする。
- ⑤ 現金との換金、電子マネーチャージには使用不可とする。
- ⑥ 取扱加盟店における、除外商品については各自で店頭等に表示すること。
- ⑦ 使用期限切れのチェリン Pay カードの残高は無効とする。
- ⑧ 本事業についての疑義がある場合は、寒河江市と協議して処理する。